

門司關と門司氏

長沼, 賢海

<https://doi.org/10.15017/2340937>

出版情報 : 史淵. 20, pp.1-20, 1939-03-31. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

門司關と門司氏

長 沼 賢 海

(一) 門 司 關

上古以來、常置及び臨時の關については、其の記事の國史に見はれるもの尠くない。殊に三關について然りであり、海關についても同様である。しかし海關の重要性を帯ぶるに至つたのは、中世以來關料を徵收するやうになつたからで、兵庫關上下、及び淀關、其の他瀬戸内海、及び淀川等の海河兩上の關は皆然りである。九州と中國との境堺に當る門司瀬戸には、北に赤間關あり、南に門司關あり、相對してゐる。赤間關はもと中國の海岸を廻航する船に對するもの、門司關は九州及び四國の一部の海岸を廻航する船に對して置かれたものである。

天平十八年七月二十一日、太政官より符を太宰府に下して官人、百姓、商旅の徒豊前國の草野、豊後國の國崎及び坂門等の津より、意に任せて往還し、擅に國物を漕す、自今以後嚴に禁斷を加ふ。但し豊後、日向等の國の兵衛、采女の資物にして人物を漕送する船、國崎津に取つて往來する者は禁限にあらず、此れを除く以外は咸禁斷す、云々と令してゐる。(類聚三代格) 太宰府としては此の令に依て、嚴

しく取締るのであるが、猶ほ上記三港たは奸徒多く舊來の越度（關所破り）を禁斷することを得ず。又過所を有すと雖も、豊前門司關を經ず、此の如き徒威難波に集つた。こゝに於て延曆年中、太宰府より上申して攝津國司が過所を勘檢するに當り、過所及び過所に對する門司關の勘過證を有せざる者は厳しく法に依て科斷すれば、奸源自ら清み、越度も亦息まん云々と、これを太政官に請うた。所が太政官は延曆十五年十一月二十一日、豊前豊後の三津より上る公私の船は、門司を經ることを要せず、但し過所は依然太宰府の給附する所となすべしと令した。（類聚三代格）此の時の符の中に「承前所禁、不_レ在_二聽限、長門、伊豫等國亦宜承知」とある。此所に特に長門の國をしてこれを承知せしめたのは、赤間關があるからであらう。伊豫國をして承知せしめたのは、從來伊豫國の西北部の船は上り海路は九州の東岸について北上し、門司關を通過して東上してゐたが爲めであり、此の時以後は坂門から直に東上することを許されることになつたが爲めであらう。

豊前、豊後の三津とある豊前の草野津は「カヤノ」と國史大系本三代格に傍注あれどいかゞ。和名鈔豊前國仲津郡菟野郷あり、草野津は今の行橋の附近なるべく、豊前の奥地から内海に出る要津であつたこと、今の地理に徴しても明かである。囊島は其の津頭にあり、中世以來海賊の根據地を爲してゐたのも、恐らくこの津を控へてゐたからであらう。國崎津は今の半島の東部の國東村か。こゝは郡名の元をなし、郡衙のありし所か。然らば國崎津は凡そ今の鶴川町の邊に當れるか。坂門の門は關の意であらうから、坂門は坂ノ門即ち坂ノ關なるべく、坂門津は今の佐賀關ノ津、即ち佐賀關町に當るであらう。上

古、航海の術甚だ幼稚であつた時代には、九州及び四國の西海岸から東上するには、必ず九州の東海岸に添うて門司に出なければならなかつたのであらう。神武天皇の御東征の航路も、之れに従つてゐるのはその爲めでもあつたらう。然るに遣唐船の往來すら頻繁となるやうになつても、猶必ず此の航路を取らしめるといふ事は、不自然であつたのであらう。又一つには天平以來宇佐八幡の勢力が強大となり、其所領の最も多かつた九州の東半と上方との往來が頻繁となり、九州東岸の舟は東上する自由の航路を得ようとしたのであらう。かくて太宰府は門司を管して同地の關を通過せしめようとしたが、延暦年中に至つて、豊前、豊後の上記三津に道を取る船は舊規を改めて直接三津から東上し、門司を越度することを聽されたのである。

この事件に依て知ることを得た大きな事は、門司關が四國、九州に於ける海關中最重要性を有するといふことである。門司の意は關司にして、門司關といふ名稱は、門と關と重複してゐるのである。こゝを單に關といひ、赤間關の如き特別名の遺らなかつた事に徴してもその重要性が察せられる。而して今關衛の所在地や關司の官制等については、こゝに知り得べきものがあるであらうか。

關衛の所在地については姑く措き、こゝに知りたいのは關司の役制である。凡そ關には赤間の例に徴して若干の兵備はあつたやうである。長門の健兒は關所に置かれたとある。(延喜式) 桓武天皇延暦八年三關を廢し、兵器糧食は國府に、館舎は便利の郡に移し建てしめられた(續日本紀) ことがある。既に兵備あり、館舎あり、これが管理は勿論關の所在國の國衛の司配する所であり、九州では更に太宰府

が其上にあつて管割する所であつたが、その職制の如きは特に考へる程複雑なものではなかつたのであらう。しかし二三の關司の監視してゐた事は釋蓮禪の詩に依つても知られる。(後段参照)

(二) 門司の別當と宇佐宮

平安時代門司の關司を別當と稱し、特種の勢力があつたやうである。門司別當の名は委しくは門司關政所別當の意であること東文書の建武二年の尊氏の教書(後段に引用す)に依つて明かであらう。但し平安時代に既に政所の名が許されてゐたかどうかは疑問である。或は公文など稱してゐたかも知れないが、今それはこゝでやかましく考へる必要はない。たゞ門司の關司が複雑でなかつたであらうが、相當の對面を有してゐたことが別當の名のあつたことに依つて知られることを注意したのである。石清水文書に、長保五年八月十九日附け、宇佐宮から約十箇條ばかりにつき、太政官に上申して太宰府との攻争に關し理非の判斷を請うてゐる解狀がある、又同文書にこの事に關し、太政官から宇佐宮に下した官符が載つてゐる。此の符は日附けを脱してゐるが、内容から考へて、先に宇佐宮から上つた解狀に對するものであることが解かる。今此の符及び解に見える多くの事件の中、門司の別當佐伯良方が介在してゐる事件のあることを注意したい。事の起りは太宰府が門司別當に新に佐伯良方を置くや良方は國中から所進の官米の内一石別米二斗を割取し、又一町以上の作田畑に厨料と稱し、白米三斗、酒二瓶、魚二種油二合、松卅把、土器大少二百口を課したことに始る。上毛郡の宇佐の官人の新家景光なる者が、これ

を委細宇佐に注進し、宇佐宮よりこれを太宰府に牒して、紛争を惹起してゐた。然るに其の後宇佐宮から神供の裝束米百十五石二斗、内仲津郡五十石、下毛郡五十石を徴收せんとして、宮使を派遣するや、良方は裝束米は太宰帥の館料米を掠領せるものなりと云つて、その徴收を妨げ、且つこれを府に訴へた。府は檢非違使豊國公職をして國司に觸れることをせず、直に國府使の不入地に侵入せしめ、宇佐大宮司大神邦利を禁固した。依て宇佐宮からこれを太政官に訴へたのである。此の事件の始末については石清水文書別に所見はないが、日本紀略に據れば、寛弘元年（長保六年）三月宇佐宮の命婦神人等が京都に押上り、二十四日陽明門に參入して太宰權帥平惟仲を訴へた。訴の趣きは、權帥惟仲が宇佐宮の寶殿を封じたから、宜しく推問使を下向せしめられたいといふのであつた。尋で朝廷は右衛門佐孝忠を推問使として下向せしめられた。その後閏九月一日に邦利は門司別當兼方を殺害した。兼方、良方と、石清水文書と紀略と一致しない。恐らく紀略の誤りであらう。尋で十二月權帥惟仲は停任となり、翌年三月薨去した。小右記に「宇佐宮降誅敷」とある。かくて宇佐宮の全勝に終つたが、宇佐の動亂は猶ほ止まなかつたと見え、間もなく寶殿の燒失等、事件が絶えなかつた。

この攻争は單なる宇佐宮と太宰府との問題ではなく、宇佐宮の内部の攻争も係つてゐたやうである。同宮の命婦や神人等が上京して陽明門に參入したことを御堂關白記に録して「又是邦利方」とあり、次に「帥方彼權宮司臨海又參、其裝甚奇、赤烏帽子者等候、女左近府門龍頭幡有、其下二三人參著」と見えてゐる。この一行も矢張り男女で押懸けたものらしい。こゝで特に注意すべきことは、大宮司大神利

邦方と、權宮司宇佐致海方とが相争ひ、權帥平惟仲は致海を援けて相争つたものであり、良方は邦利方に依て殺されたことが分明である。されば門司別當良方は權宮司方であることも想像に難くない。而して佐伯氏は豊後の古族であり、宇佐宮の關係者であらう。佐伯氏が兩派の内何れの所屬であつても今多く問題とする所ではないが、門司關の別當職が宇佐宮の祠官と相通じてゐたと思はれる佐伯氏の任命を見てゐたことを注意しなければならぬ。

門司は前にも述べた如く九國及び四國の一部の海上の總關門であり、その關司が重要な役目となり、特に別當の名を稱するに至つた。御堂關白記に門司別當のことを門司關司とある。そしてそれが宇佐宮の勢力下にあるに至つた事情は如何。但し宇佐の社領は九州に充滿してゐた。就中豊前、豊後、日向に於て最も多く、門司の所屬郡企救郡にも多かつたこと宇佐大鏡に依て知られる。石清水文書所收宇佐宮彌勒寺喜多院所領庄藪之間事（年號月日なし）に筑前國少倉庄二十五丁とあり、豊前の小倉庄であらう。

宇佐の勢力が門司關に及んだのは上記の如くその宮寺の莊園が門司を包圍してゐたことにも由るであらう。又宇佐使の往來が繁くなり、その沿道には各地の八幡宮も此頃から並び祀られたであらう。門司八幡などもその一ではあるまいか。門司八幡の宮司は宇佐の祠官の名家の一つである大神氏である。かうした關係からも宇佐の勢力が門司に及んだでもあらう。今この點につき更に考ふべき一史料がある。

それは本朝無題詩に

過門司關述四韻

西鎮古關經過程、兩三守者欲_レ拘_レ情、門司關名因_レ例雖_レ加_レ警、社牒有_レ威不_レ憚_レ行、香椎宮行牒、威權
滿_二日域_一、抱_レ關者

不_レ能_二拘
留_一、故云 山瀉_二峭秋月色_一、江傳_三三峽曉波聲_一、嶺松沙草朝猶暮、唯似畫圖後_レ素成

とある。同じく蓮禪の葦屋津の詩が同書に見え、その詩の注に「往年隨養親、路次此泊」とあり、又右詩に門司例に因て警を加ふと雖とあるに徴し、蓮禪は少くも二度門司を往復してゐる。そして安樂寺菅原廟にも詣し、西府温泉を尋ね、病を治して逗留兩年に及んでゐる。又この詩に香椎の行牒威權日域に滿つといふ句がある。蓮禪は香椎宮の用を帯びて西國に來航したのであらうか。行牒とは香椎行きに關する役所の牒の意か。香椎社發行の牒といふ事を聞かない。又は香椎行きに關する朝廷の牒の意味か。朝野群載太宰宰府の條に宇佐使を遞送すべき牒と題し、藏人所より太宰府に宛てた牒及び藏人所より諸國に宛てた牒を載せてゐる。その後の例として、左の如き藏人所の牒を載せてゐる。

藏人所牒 向太宰府、路次國々

應供給遞送等事

正五位下行左衛門權佐藤原朝臣泰憲

ト部正六位上直宿禰行盛、小舎二人

牒、件等人、爲令奉御幣并神寶於宇佐宮、發遣太宰府、仍所仰如件、路次國、宜知狀供給遞送、但還向之間、勿用魚類、牒到准牒、故牒

長曆四年十月（以下署名略す）

門司關と門司氏

蓮禪はこの牒に准じて香椎宮から國々に宛てた牒を所持してゐたものか、或は又朝廷より香椎社に關し、太宰府に牒したものを所持してゐたか不明である。何れもかくの如き牒の通用したこと他に徵證がない。思ふに平安時代になると香椎宮と宇佐宮とは特に接近するやうになつて居り、長元五年の宇佐使は香椎にも奉幣し、之れを先例として、後にも此の事が行はれてゐる。(野府記) 平安時代初期の終の頃から、宇佐、香椎同時奉幣の事例甚だ多くなつた。(續日本後紀、三代實錄) 石清水文書に據れば、白河天皇の頃には「宇佐、香椎使」と一所に稱せられるやうになつて來た。(白河天皇宣命) そして香椎に火災あればこれを宇佐に祈謝せられ、宇佐、石清水に火事があれば、これを香椎に祈謝せられてゐる。(白河天皇宣命) 石清水八幡と宇佐とは二社一體の如き觀を呈し、箱崎、宇美の兩八幡は石清の別宮となる程親しい關係にある。かくて北九州の四大社は一大ブロックを形成し、九州に於ては宇佐は其の盟主たるが如き觀を呈した。蓮禪が香椎の勢力日域に滿つと云つてゐるが、上記の如き形勢から察して、香椎の勢力の背景を爲すものは宇佐である。前にも述べた如く太宰權帥平惟仲は宇佐の訴によつて其の任を罷められ、其の以前長徳元年には、同じく宇佐宮の訴に依て太宰大貳藤原佐理が停められてゐる。太宰府既に宇佐の敵ではない。門司別當が終に宇佐の勢力下に立つのも當然である。故に蓮禪が香椎宮の勢威門司の關司を壓倒すと驚いてゐるが、實は宇佐宮の勢力が門司の關司をして寛嚴何れにも自由にし得たものである。かくし門司の別當は太宰府よりも宇佐の宮寺の勢力を背景として有力な存在であり、門司八幡又は宇佐の宮寺の社僧に依て門司の別當は相傳されたものではなからうかと思はれる。

(三) 門司氏の起原

門司氏の子孫は萩藩土として遣り、近年まで其の子孫家系及び家の文書を有して萩に居住して居たが、最近他に移轉して終つたので、其の文書を閱讀する機會を失つたのは遺憾である。江戸時代に於て門司彌二右衛門房昌が、藩に提出した「略系并傳書御判物御奉書寫」が山口縣廳所藏の舊藩の書類中に遺つて居り、その拔萃は萩藩閣閱録にも收録してある。惜いかな昌房の書上は文書の讀めぬものゝ模寫であつて今讀破し難い文字が甚だ尠くないが、差當り之れに據らざるを得ない。この書上に據れば門司氏は大友能直の子親房から出たやうに系圖してある。これを左に示す。

○能直 — 親房 — 豊前門司下向 — 親長

親光 — 親忠 — 親弼 — 親尙……

とある。(譜はすべて略す)そして親光を先祖として居る。「親光儀六波羅之被準評定衆」「可爲豊前國代官之由、關東々御教書被成下之由、書傳候へ共「御教書所持不仕候」とあるも、其の家系が大友氏であるといふ證據は甚だ判明でない。家の文書の最も古きものは左の一通である。

太政法眼坊雜掌宗慶中、豊前國散在領半分 安保局跡 事訴狀副具書如_(?)此、早宗像大宮司相共、守_(?)御下文之旨、可_(?)致沙汰付宗慶之由候也、仍執達如件

嘉曆四年二月廿五日

沙彌判

門司關と門司氏

この文書宛名を逸してゐるが、太宰府守護所から、豊前の守護に宛てた下知狀であらうと思はれる。宗像大宮司と相共に所理すべきことを命じたについては、この所領が宗像大宮司家と支配上、何か特別の關係のあつたものか、或は宗像氏の海上勢力がこの所領に及んでゐるものか明かでない。宗像文書中には、何かこの事につき、解決を與ふべき史料がなからうかと思つて、一應搜索して見たが、何の手がかりをも得ない。門司氏の書上には下總次郎三郎親光の條にこの文書をかゝげてあるが、太政法眼坊雜掌宗慶が親光であるかどうかも、勿論不明であるが、門司氏の文書としてはこれが最古のものである。文書の上で明かな門司氏の祖先は宗慶を以て最初のものとなすのである。筑前糸島郡の海賊（海族）中村氏が志度神社の社僧の子孫であらうと思はれるやうに太政法眼坊の名は門司八幡の社僧か、或は直接宇佐宮の宮寺の關係者として起つた名であらう。今これが證據を得んが爲めに、彼の書上の文書について門司氏の所領關係を調べて見たい。

觀應三年二月二十七日附けの門司親胤の目安狀に據れば、同氏の親類の中に郷房氏あり、郷房氏は寺院關係より起つた家名らしく思はれる。應永九年卯月二十日、大内盛見が門司中務少輔に宛てた所領安堵狀に「豊前國門司北方吉志郷國衙分領除大通寺事、爲由緒所、還付之候也」とあり、大通寺が門司氏の由緒の所領とあるも、門司氏の家の起りを察する好史料であらう。又元龜元年庚午十二月廿五日、左近將監親胤の門司余七に宛てた所領讓狀の中に、「一所、吉志郷内祓田分事」とあり、又一族門司親長家傳書御判物寫」の中に左の一通がある。

大内義興判

豊前國規矩郡、門司伊川郷内本領分并田河郡弓削田庄六町、宇佐郡辛島郷内久包八町二段地、宇佐宮彌勒寺惣堂達職等支配、帶代々證判、父民部丞宗房讓與之旨、門司彌次郎依親領掌、不可有相違之狀如件

永正十八年九月

とある。其所領は宇佐宮に近く辛島の内久包八町、及び彌勒寺惣堂達職といふものを所領としてゐる點は、上記門司氏の本家の所領文書にあらはれてゐる寺社に由縁ある來歴に参照せば、太政法眼房の名の起りについで愚考が必ずしも突飛にあらざること明白であらう。

然らば王朝以來直接間接宇佐の宮寺の關係者として門司の關司となり、子孫これを世襲して門司氏となつたものであらうか。太政法眼房雜掌宗慶の「雜掌」は法眼房の雜掌の意か。恐らく太政法眼房は宗慶の僧號と見られるから、(或は坊名から來た僧號かも知れない) 雜掌は門司關の雜掌の意、正しくいへば昔の門司政所の雜掌の意と解すべきものであらう。然らば門司氏は平安時代以來門司別當として、宇佐の宮寺の緣故者の土着したものであらうか、或は武家時代になり、地頭として新に入部した武家の系統の豪族であらうか。

家の系圖には前に述べた通り本姓は藤原氏、大友氏の支家とあり、親胤に賜はつた元弘三年六月廿日の任修理亮の宣旨にも、藤原親胤とある。而して元弘三年八月日、高師泰證判の下總次郎三郎親胤の言上狀に、「欲早下賜安堵綸旨致奉公、陸奥國會津内上荒田村、田畠在家事。右當村者、依蒙古警固之

忠、去正應年中、令拜領之、當知行于今無無相違者也」とある。弘安元寇の恩賞に宛つべき土地は九州に於て最も必要であつたが、それが容易に得られなかつた。神埼莊が多く肥前の豪族に分賜され、その一部は筑前の者共にも賜はり、(中村文書、宗像文書)對馬の者にも賜はつた形跡がある。(宗家領内判物帳)今門司氏が奥州會津に於て之れが恩賞を賜はつたのは、九州に於ける恩賞地の不足に由るものではあらうが、門司氏が當時に至つて猶ほ關東奥州方面との關係が斷絶してゐなかつた事を證するものではなからうか。前にも述べたやうに門司氏は大友氏なるか否か、勿論確證はない。或は大友氏と稱するは、後世大友氏の配下となりたるに始るのではなからうか。關東、奥羽に關係ある藤原氏といへば大友、宇都宮、小田の諸氏の如き、秀郷流出身の藤原姓豪族の子孫とすべきか。親弼は下總次郎三郎、親胤は下總修理亮、親尙は下總左近將監と稱し、親尙の頃から門司氏を稱するやうになつてゐる。然らば門司氏は阪東、奥羽方面から來り門司に土着し、始め僧號をと稱し、後下總氏と稱し、改めて門司氏と稱へた秀郷流の藤原氏の出身とすべきものゝやうである。

麻生古證文古書類寫に據れば、門司氏の家系につき更らに異つた説が立てられる。同書に延文四年足利義詮が門司關半分を麻生氏に與へた教書に、古の所領を注して「黒河下總權守入道跡」とあり、門司氏は下總氏と稱してゐる點から考へて黒河氏が門司氏の舊姓である如くにも思はれる。若し果して然らば、門司氏が會津に於て弘安の恩賞として上荒田(岩代北會津郡町北に上荒久田あり、上荒田は上荒久田か)を賜はるといふ事も解釋され得る。會津黒川には黒川氏あり、葦名氏の支家である。葦名氏は三

浦義明の子孫であるといはれ、平氏の名家である。この説は前記門司藤原氏といふ家傳と一致しない。併し家系はその家の傳へが最も信じ難いものあることは門司氏に限つたことではない。或は門司氏輩名平氏なりとするのが眞に近いかも知れない。今別考を述べ、判斷を後日の考に譲る。右義詮の教書は後段に引用してある。

當時は門司と云ふ地域は、門司半島の北部及び東南部を含んでゐたらしく、この地域を門司關とも稱したること、「豊前國門司北方吉志郷」（應永九）とあるのを、「豊前國門司關吉志郷」とあるに據て知るべく、門司氏はその關司なること前に雜掌の意味を述べた條にも説いた。觀應三年の親胤の目安狀に「以前條々軍忠次第如此、自本全在關役所、致忠節戰功事、悉以被知食之上者」とある。同二年大館氏を助けて原東氏の海賊の侵入に對しても、専ら關前の海上に於て戰つてゐる。然らば始めから門司氏は關司として入部したのであらうか。代々の讓狀には門司關司といふ所領名は全く見えない。而して大分後ではあるが、元龜元年の親胤の讓狀の所領目錄の最初に「一所豊前國門司關吉志郷半加地頭職事」とある。吉志郷は門司氏の本領であること他の文書に據て明白である。

源平興亡に際し、宇佐大宮司公房は、日來平氏の爲めに祈禱を致して頼朝の勘氣を蒙らうとしたが、頼朝は敬神の故を以て公房に宮務の管領を許したといはれる。（山槐記）文治四年同宮造營の事は、公房に咎あるに依て之を贖はしめんが爲めに、その工事を命ぜられるかと云はれた。（吾妻鏡）太宰管内志所載文書に據れば、宇都宮左衛門が宇佐に來つて造營の工事を差圖してゐることが分る。これ豊前宇

佐郡佐田の地頭宇都宮氏の起りなるべく、宇都宮氏は佐田氏を稱し、後豊前の守護として威を振ひ、宇佐の祭事を支配するやうになつてゐる。頼朝の宇佐の勢力に對する工作の次第を察すべきである。これは門司氏の門司入部の次第を考ふる参考とならうと思ふ。察する所司門氏の吉志郷地頭として入部したのも、凡そ鎌倉時代の初めであつたらうか。書上の文書に據り、門氏の門司居住を證する最も古き年代は弘安である。しかし弘安役に既に勳功があつたので恩賞を行はれてゐる位であるから、其の門司入部は弘安以前にあること勿論であり、書上の傳説等を參考して鎌倉時代の初めとすべきであらう。そして當時門司氏は頼朝から吉志郷の地頭に補せられて門司に土着し、同時に門司關を管し、平安朝以來の門司關の歴史に従つて直接には門司八幡、間接には宇佐の宮寺の關係者として僧職僧號を繼ぎ、門司の雜掌を繼承したものであらう。

(四) 門司氏の威容

然らば關司たる門司氏のこの地方に於ける割據の地理的形勢は如何。その所領を考ふるに、本領吉志は今の門司市の南に當り、門司半島の東南岸にある。門司氏分家の本領のある伊川は門司市と吉志の間にある。その外門司宗家は柳郷倉留の名主職を有してゐた。柳郷は大里の附近にあり、瀬戸に面する要地である。又門司關の市中にも屋敷を有してゐた。元龜元年の讓狀には「一所、門司當住屋敷並町屋敷三ヶ所等」とあり、分家も亦市中に所領を有してゐた。天正十年の門司重盛の讓狀に「一、同門

司津町屋布上ヶ所之事」とある。又貞治三年三月日、及び貞治四年四月日、少貳冬資證判の門司下總左近將監親尙の軍忠狀に振れば、門司一族にして門司關一方の支配者であつた「關一方若狹守」と稱する者があつた。こゝにいふ關は關所の意ではなく、或る地域を指した地名として取扱はなければならぬ。貞治三四年、菊池氏の活動に際して、大内氏も之れに應ずるや若狹守は猿喰城に桶籠つて親尙と戦つてゐる。猿喰城は吉志と伊川の間にある。此の時大内氏は瀬戸を渡つて赤坂に着岸し、猿喰城の兵に合して親尙と戦つてゐる。赤坂は小倉市の東の海岸、大里の西南海岸に連り、當時に於は大切な船着きであつた。文明十九年四月二十日の、大内氏の赤間關、小倉、門司、赤坂の渡り賃の條々に「せきと赤坂との間拾文」（小倉との間參文、門司との間堂文）とある。大内氏がこゝに着岸して猿喰城に應じ得た所以は赤坂が關一方の門司氏の勢力下にあつたからではなからうか。當時諸國の豪族は官軍賊軍と別れ、互ひに一方を制せようとした。門司氏もその例に漏れなかつたと見える。此の家については書上に「五月七日^{年號無之}太宰少貳冬資ノ親尙一族若狹守同庶子等諸事爲兵糧料、被宛行下總入道元親内半分、割分之庶子三人中、可宛行之判物^{寫別紙記之}とあれど、別紙にこの證文は見えない。而して此文も亦文意がよく通じないが、少貳氏が門司元親の所領の半分を、若狹守及び同庶子等に分讓すべきことを、門司氏の總領たる親尙に安堵せしめたものであらう。今門司兩黨の攻争の沿革を明かにする必要があるのではない。猿喰城を根據とし、赤坂にまでぬけてゐたと想像される關一方の門司氏の勢力と、前記の門司兩家の勢力とを合併して、全門司氏の門司半島に於ける形勢を考へたいのである。此外の門司地方から離れた方

面の門司諸家の所領についても今は述べる必要がない。

中世の門司の津の町は今の門司市の字本村及び古門司地方にあつたものと思はれる。而してその西南に連り、早鞆瀬戸を擁する柳浦の倉留の名主職を有してゐたから、今の門司港一帯はその勢力下にあつたと思ふ。柳郷は柳浦といひ、當時は船着き場であり、倉留は上下の貨物の倉敷地であつたことから起つた地名であらう。柳浦から更に小倉に近い赤坂まで其の勢力が延びてゐた。かくて半島の瀬戸に面する要地を抑へるとともに、半島の内海海岸に面し、半島の根を抑へてゐる。由來海賊の居を要地に構へるや、かうした地理的、軍事的な要領に依るものは他に類例が少くない。肥前の平戸城、鳥羽の志摩城はやゝこの形式を小さくしたもので、安藝多賀谷氏の鎌刈島の三瀬城は更らにこれを小さくしたものであるが、その構へ方は相ひ酷似してゐる。かくして門司氏は東西、即ち内外の海を抑へ、半島を斷ち切つて一大城廓となすことを得、そして門司の津の背後即ち東北に位し、瀬戸に臨み、長門壇浦と相對する城山を以て關所及び津の直接の守りとしたのであらう。門司氏は此の要害に據て海陸に臨んだ。地かたに於ける門司氏歴代の活動は姑く措き、海上に對しては其の勢威對岸赤間を壓してゐたやうである。麻生氏がその根據地を瀬戸の近く有し、門司氏の勢力を飛び越えて對岸赤間關に於て戰略的、經濟的、地歩を有して居た位であるから、門司氏も亦若干足場を對岸に有してゐたと思はれる。觀應二年十二月大館、原東兩氏の兵船數十艘門司關及び門司氏領内の浦々に押寄せるとや親胤は敵の兵船二艘を打留めて居り、翌觀應三年正月また門司關に押寄せて來た敵船を小倉に擊退してゐる。これ等の勝利の原因は「自

兩關、門司赤間取乘、兵船掉、浮海上合戦之間」(親胤目安狀)とあり、又この年二月には「門司赤間兩關能中途海上仁掉、向兵船、御敵船五艘取乘、凶徒數十人合誅伐畢、生虜數輩有之」(同上)とあるに依て諒解される。即ち右の文に見える如く、常に赤間と門司と兩方より出で、敵を挾撃してゐるからである。而してかくの如き陣形を取るについては、對岸赤間關方面に於ても門司氏が其の足場を有せざれば不可能のことといはねばならぬ。

(五) 他家との所領交渉

門司とならんで古の山鹿海賊の勢力を繼承し、玄海を支配した者は東筑前の豪族麻生氏である。麻生氏の事は次回の稿に譲りたい。今單に麻生氏と門司との交渉についてのみ述べる。勿論史料は甚だ少い。麻生古證文古書類寫に麻生氏宛左の如き足利義詮の下知狀が遺つてゐる。こゝに見ゆる「門司關」といふのは關所ではなくして、地方名と解すべきであり、そしてそれは前に述べた門司若狹の所領門司關一方を指すか。察する所若狹守某が、貞治年中官軍に應じて居るが、既に延文中賊軍に背反してゐたので、或は足利氏は右の所領を若狹守から沒收して、當時功勞のあつたと思はれる麻生氏に對して勳功の地として給與したのかも知れない。或は反對に若狹守の所領關一方を麻生氏に興へたので、若狹守が賊軍に反いたとも考へ得られる。

御 補 判 尊 氏 公 嫡 男 義 詮 公

門 司 關 と 門 司 氏

豊前國門司關半分 黒河下總權 守入道跡 同國近具村、同板田、筑前國邊久里重富、同國得善村等代官職事、所彼
宜、半實以下任先例、可致沙汰之狀如件、

延文四年十月四日

麻生 上 總 介 殿

麻生門司兩氏は地理的にも兩立し難い關係にある。貞治四年の親尙の軍忠狀にも親尙は貞治三年十一月十七日麻生山に押渡り、小倉方面の戦ひに出陣してゐることが見えてゐる。

猶ほこゝに紹介すべき事がある。東文書（山城）に左の如き尊氏の御教書がある。

松尾社 御師正禰宜相世申御寄附地事、豊前國門司關給主等各致相論、不打渡下地云々、所詮政所知
行分之由地貳町、將又庶子等分之由地壹町、畠壹町、隨分限之多少、令配分之、急速可打渡相世之
代官、若猶寄事於左右、令遁避之者、可被處罪科之旨、所被仰下也、仍執達如件

建武貳年五月七日

參 河 權 守（花押）

門 司 關 政 所

この文書は門司關所政所と宛てゝあるが、その實は、門司關政所の雜掌と稱したところのあると思はれる門司氏に宛てたものである。政所の稱呼の用ひられてゐる所から考へて門司關の重要性の増大したことが偲ばれる。こゝに門司氏を門司關の「給主」と稱して關の政所と別にしてゐると思はれる點が興味
の多い所である。尊氏は門司政所職附屬の田地の内的一部其の外合せて若干を松尾神社に寄附したので

あるが、門司氏の一族互ひに相論して下地を松尾社に附することを肯かなかつた様子が窺はれる。門司氏の發展、門司關の繁榮とともに他勢力との交渉も益々複雑化して來たやうである。

石清水文書に據れば、大内氏が石清水八幡の莊園筑前宇美の莊内にて若干の土地を門司氏に給してゐる

(端書裏)

「尾州御打渡狀案文」

筑前國糟屋郡宇美庄内七町 宇美領正稅所 領家先知行 地事、被充行門司兵部丞矩親之通、橋爪美濃守、吉田若狹

守、仁保右衛門大夫奉書之旨、下地云、當土貢云、速可被打渡之狀如件

天文廿一年十一月廿二日

尾張守(陶晴賢)御判

毛利河内守殿
(房廣)

とあり、房廣が同年同日附、毛利余三に宛て、右の所領を矩親代に打渡すべきことを沙汰した打渡狀もある。此の所領の授受は大内氏と門司氏との相ひ對關係のみに依て行はれたものではあるまい。宇美莊の領家石清水八幡の介在してゐたであらうことは、此の文書が石清水八幡の文書の中に遺つてゐる點を見ても諒解される。而して宇美八幡と門司とは、曩に述べた様な上世以來の關係のあることがこゝに想起されねばならぬ。

今一つ述べべきことは、門司氏が麻生氏の所領に喰込んだことである。門司氏書上、門司分家の文書に、大内義興袖判、明應八年三月廿六日附、門司民部承宗房宛てた大内氏の下知狀がある。この下知狀

に依て安堵せしめられた所領の中に、「豊前國田河郡の田肆町」あり、その注には「麻生彌三郎跡」とある。又同年四月十三日附、同人袖判、同人宛て同氏の下知狀がある。これに依て安堵せしめられた所領の中に「豊前國田河郡弓削田庄内陸町」あり、その注にも「麻生彌三郎跡」とある。門司氏が大内氏に據て隣雄麻生氏の勢力に喰込みつゝあつた事を示すものである。

中世以來、門司は港として大に當達し、殊に支那朝鮮との往來上益々重要地點となつた。又室町時代に於ける中國と九州との攻争は門司關をして益々その政治的、戰略的意義を重大ならしめた。後日これ等の諸點を考へ、合はせて門司氏の防長への退却を述べたい。